

2. 赤十字の使命と原子力災害対応に取り組む法的根拠

日赤は、[赤十字の使命](#)である「人道の実現」を達成するために、原子力災害時においても被災者の救済を行うべきであると考えています。

また、日赤は以下の法律に基づき、原子力災害対応に取り組むべき責務があると考えています。

① 災害対策基本法と指定公共機関

日赤は「指定公共機関」に指定されており、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与しなければならないと規定されています。

② 原子力災害対策特別措置法

国、地方公共団体、原子力事業者並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないと規定されています。

③ 災害救助法

日赤は国や都道府県の要請に基づき、救助に当たることが義務付けられています。



救護班の出発式



高速道路を移動する緊急車両



警戒区域に一時立入りする住民を支援する
日赤の救護班

写真提供: 日本赤十字社